

3 保健師^{*1}

石橋 みゆき^{*2}

はじめに

保健師とは、保健師助産師看護師法（以下保助看法という）第二条によれば、「この法律において『保健師』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう」とある。業務独占はなく、名称独占の資格である。

1. 保健師の就業人数と就業場所

平成10年の就業保健師は34,468人である。平成14年は、38,366人、平成20年には43,446人、平成23年には55,262人と毎年増員されている。就業場所は、平成22年の時点で割合の多い順に、市町村、保健所、事業所、病院、診療所、介護保険施設等である。就業場所別人数を平成10年時点と平成22年時点で比較すると、事業所の保健師が約1,600人から3,500人へと、また、病院保健師が約1,700人から2,700人へと大幅に増加していることが特徴的である¹⁾。近年の保健師増員の社会的背景として、一つは平成20年4月から生活習慣病対策として実施されている特定健康診査・特定保健指導がある。これは、医師、保健師、管理栄養士等が生活習慣の改善のための指導を実施することにより、生活習慣病を予防することを目的とした事業であり、特に健康診査の事後指導を強化する目的で、市町村健診担当部署、事業所の保健指導担当部署、病院の健康診査部門等に保健師が配置されたものである。

一方、市町村保健師が増員されているのに対し、保健所保健師は減少傾向にある。これは、平成6年の地域保健法制定以降、保健所の集約化が

急速に進み、保健所統合に伴う人員配置削減が大きな要因であろう。保健所は、平成6年3月に848カ所であったものが、平成25年4月には、494カ所に減少している²⁾。

就業保健師に占める男性の割合は、平成22年で1.1%である。平成14年を100とした場合、平成18年で180、平成22年には308と大幅にその割合が増加している³⁾。

2. 教育制度および文部科学省と厚生労働省の役割

保健師学校・養成所の入学定員の推移は図1の通りである。看護系大学の養成数の増加に伴い、大学における保健師養成数も大幅に増加してきた。現在、新たに養成される保健師のおよそ9割は大学卒業者である（図2）。大学に続いて多いのが、厚生労働省指定専修・各種学校、次いで短期大学の専攻科での養成が多い。近年わずかではあるが、大学院での養成を開始した大学もある。

保健師教育は、平成24年度入学者から新たなカリキュラムで行われている。その背景には、2009（平成20）年、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性に鑑み、保健師、助産師および看護師国家試験の受験資格を改めること等を内容とする保助看法および看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下人確法という）の一部を改正する法律が成立し、平成22年4月から施行され、保健師助産師の基礎教育における修業年限について、それぞれ「6ヶ月以上」から「1年以上」に延長されたことが大きく関わっている。

指定規則の改正に向け、厚生労働省では、「看護教育の内容及方法に関する検討会」⁴⁾を平成21年4月から開催し、新たな修業年限にふさわしい教育内容等について検討を行い、平成22年11月に保健師教育および助産師教育のカリキュラムの

^{*1} Public Health Nurse

^{*2} Miyuki Ishibashi 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育専門官

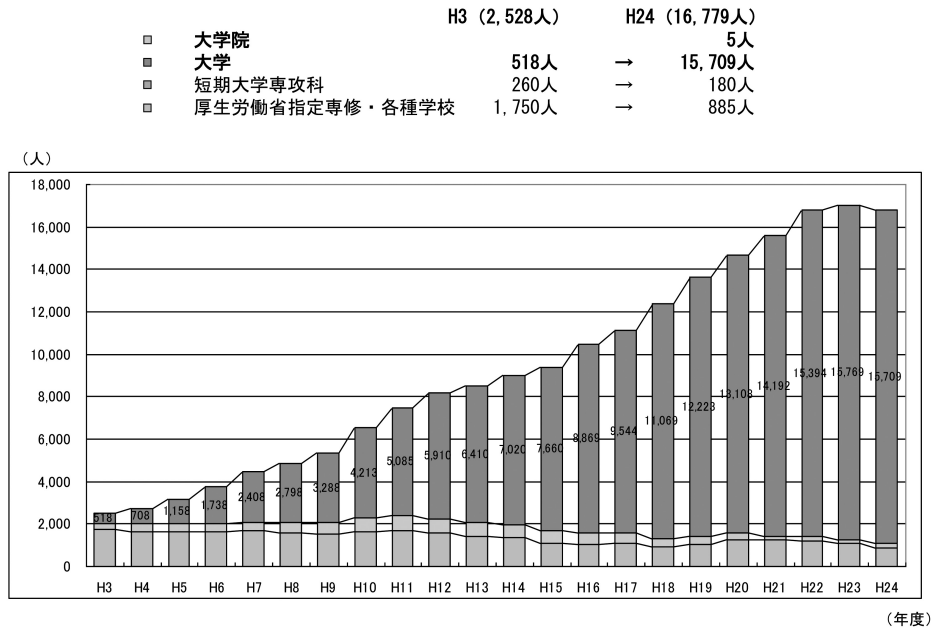


図 1 保健師学校・養成所の入学定員の推移（平成 24 年 5 月現在）

職種	合格者(総数)	合格者(新卒)	大卒合格者(総数) (全体に占める大卒者の割合)	大卒合格者(新卒者) (全体に占める大卒者の割合)
看護師 (102回)	50,232 【48,400】	48,421 【46,928】	13,915 (27.7%) 【13,042 (26.9%)】	13,642 (28.2%) 【12,867 (27.4%)】
保健師 (99回)	15,766 【13,555】	14,753 【12,963】	14,750 (93.6%) 【12,780 (94.3%)】	13,852 (93.9%) 【12,224 (94.3%)】
助産師 (96回)	2,072 【2,026】	1,987 【1,982】	658 (31.8%) 【643 (31.7%)】	629 (31.7%) 【630 (31.8%)】

※【】は平成24年の合格者数

(注)助産師の大卒合格者数には、大学院・大学専攻科卒者を含めていない。

図 2 平成 25 年 国家試験合格者に占める大学合格者の数と割合

改正案がとりまとめられた。

文部科学省においては、平成 21 年より「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」⁵⁾を開催し、厚生労働省の検討会でとりまとめられた改正案を適用した場合の大学・短期大学

の課題等について検討を行い、見解がとりまとめられた。

これら両省での検討結果を踏まえ、厚生労働省と文部科学省の合同省令である指定規則の一部が改正され、平成 23 年 4 月より施行された。新たな

な指定規則では保健師の教育内容の一部が「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へ変更され、保健師および助産師の国家試験受験資格を得るために必要な単位数が従来の23単位から28単位に増加した。

従来、看護系大学では4年間の学士課程教育の中で看護学を教授するとともに、保健師と看護師、大学によっては助産師の養成を行ってきた経緯がある。保健師教育は、昭和27年に日本に看護系大学が創設されてから60年の間、学士課程で学ぶすべての学生が履修してきたものであった。大学がこうした教育を実施してきたのは、看護師等は人々の生活が営まれるあらゆる場で、あらゆる利用者に対し、責任を持って看護ケアを実施していく能力を有する必要があるという認識に基づいていたからである。そのため看護系大学では、教養教育を前提に健康の保持増進・疾病予防を含めた看護師等の基礎となる教育を行い、看護師、保健師、助産師に特化した教育内容（看護師教育、保健師教育、助産師教育）も併せて体系的に教授してきた。

しかし、文部科学省は、平成21年より開始した検討会議⁵⁾において、200に及ぶ看護系大学が存在する現状をふまえ、各大学が養成する人材像に応じて自らの資源を活用し、特色を生かしつつ適切な教育課程を編成するのが望ましいという考えのもと、保健師教育の履修について、今後は看護師教育のみの教育課程とするか、保健師教育を含めた教育課程とするか、あるいは希望する学生が保健師教育を選択できる教育課程とするか、各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき選択できるものとした。その上で、大学専攻科における教育の実施、あるいは大学院修士課程や専門職大学院において高度専門職業人の養成を目指した教育を実施すること等の方策を通じ、社会のニーズに応え得る保健師教育の充実を図ることが考慮されるべきであると見解を示した。ただし、保健師教育方法を選択・決定する際は、従来看護系大学で行われてきた看護師等の基礎となる教育内容、すなわち、看護師等に共通する看護学の基礎とそれぞれの免許取得に必要となる教育内容を効率的に教授するための体系化した教育内容

が確保されることが前提であることも、また検討会の最終報告に併記しているところである。

3. 卒後教育と卒業後の主なキャリアパス

平成21年7月、保助看法および人確法が改正され、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となった。この改正を受け、平成23年2月、厚生労働省は、新人保健師（免許取得後に初めて保健師として就業する職員）に対し、組織的に研修ができる体制を構築するため「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」⁶⁾を策定した。現在、本ガイドラインに沿って、新人保健師にOJTが実施できるよう全国の就業場所で組織的な研修体制が構築されている。

卒業後キャリアパスは、先に述べた就業状況とも関連するが、行政保健師として、地域の保健、医療、福祉の実践の場で活躍するほか、産業保健師として労働者の健康管理に携わる者、病院等で健康診断の事後指導や退院調整など地域との連携に携わる者、また、看護師と同様、大学等において後進の教育や学術的発展の研究に携わる者も多い。地域看護専門看護師や在宅看護専門看護師では、保健師資格を持つ者も多く、保健師職能を保持しつつ専門看護師の分野を発展させる役割を担っている。

4. 保健師教育における今日的課題

看護系大学では、平成24年度以降、保健師教育の履修方法について、各大学はより自由に大学の特徴を活かした教育課程の編成に取り組めるようになった。しかし、それは同時に大学の責任が問われるとともに実力が試されることでもある。平成23年1月の中央教育審議会第5期・中央教育審議会大学分科会において提言されたとおり、大学は、高度な教育とそれを支える研究を行い、その本来目的に由来して自主的自立的に活動しその教育の成果に対し、大学固有の性格に基づくものとしての学位を授与する団体である。大学における保健師教育は今後ますます教育課程が多様化することが予想されるが、大学の本質を忘れるこ

となく、大学に期待される役割・機能を認識しつつ、学生や社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応し、教育の質を確実に保証・向上させていくことが期待される。

■文 献

- 1) 厚生統計要覧（平成 24 年），第 2 編保健衛生，第 2 章，第 2-51 表 就業保健師・助産師・看護師・准看護師数 年次×就業場所別；医療厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html>
- 2) 国民衛生の動向・厚生 の指標増刊・第 60 巻，第 9 号，一般財団法人厚生労働統計協会，東京，2013，p.27
- 3) 日本看護協会出版会編，平成 25 年看護関係統計資料集，日本看護協会出版会，東京，2014，p.4-5
- 4) 厚生労働省：看護教育の内容と方法に関する検討会報告書，2011：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000013l0q-att/2r98520000013l4m.pdf>：（平成 25 年 9 月 29 日アクセス）
- 5) 文部科学省：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会，2011：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/40/toushin/1302921.htm：（平成 25 年 9 月 30 日アクセス）
- 6) 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～，平成 23 年 2 月：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000128o8-att/2r985200000128w7.pdf>（平成 25 年 9 月 30 日アクセス）